

概要版

職員不正事案に関する報告書
(中間報告)

令和3年9月22日

小美玉市職員不正事案検証等委員会

目 次

1 委員会の活動経過及び協議内容	1
2 起訴事案に関する調査	3
3 関連事案に関する調査	4
4 既に実施した再発防止に向けた取り組み	6
5 分析、評価を踏まえた今後の協議内容	9

はじめに

元市職員（令和3年6月29日懲戒免職処分）を収賄側、元会社員を贈賄側とする本件贈収賄事件については、刑事裁判の公判期日において、両者の関係や犯行に至る経過等も検察側によって立証されることが通常であり、公判を傍聴することで事件の全体像を把握することが可能となる。しかし、刑事事件の第1回公判は10月に予定されており、判決を待っていたのでは不正事案に対する対応も大幅に遅れることとなるため、小美玉市職員不正事案検証等委員会（以下「委員会」という。）としてはこれを待つことなく、可能な範囲で関係者から聴取を行い、また行政事務の取り扱い上、問題と思われる点について検証を行ってきた。もっとも、両者は上記のとおり被告人として刑事裁判を控えた状況であり、その供述内容が現時点でオープンになることは、裁判への影響も懸念されるため控えてほしいとの要望もある。最終報告は、刑事裁判における審理等も踏まえて行うべきであり、また供述内容の公開も上記制約のため現時点では限定的となるが、以下にこれまでの検証を踏まえて中間報告をする。

1 委員会の活動経過及び協議内容

(1) 委員会設置の経緯

元市職員が内部情報を複数回にわたって元社員に提供し、その見返りとして、旅行代金を支払わせたとして、収賄の疑いで令和3年5月31日逮捕、同年6月21日起訴された。

この起訴事案を受け、令和3年6月18日に「小美玉市職員不正事案検証等委員会設置規則」を公布、同月21日、規則に基づき委員会を設置し、本事案の原因究明及び現行制度の検証、再発防止策の検討を行うこととした。

(2) 委員会の構成

委員会設置にあたり、どのような委員構成が望ましいか、市の顧問弁護士へ相談し、中立的立場での第三者性を確保するため、弁護士を委員会に入れるべきとの回答をいただいた。

また、職員の不祥事に関する委員会を設置している他自治体へ確認したところ、委員会の委員が職員のみの場合は、第三者性の確保が難しく、また、第三者のみで構成する委員会は委員の選出及び委員会立ち上げ及び審議に時間を要するとのことであり、早急な委員会設置と第三者性の確保の両立を図る趣旨で政策監を委員とし、公正・公平性を図るためアドバイザーとして弁護士に参加いただく委員会の構成とした。

委員会メンバー

委員長：副市長
副委員長：総務部長（政策監）
委員：市長公室長（政策監）
委員：企画財政部長（政策監）
委員：教育部長（政策監）
委員：秘書政策課長（政策監）

アドバイザー

弁護士 村山 圭一郎 高井・村山法律事務所所属
(No. 44841 第一東京弁護士会)

※アドバイザーは、第三者性を確保するため委員会に出席し、不正事案の原因究明及び現行制度の検証、再発防止策の検討に関して助言等を行う。

(3) 活動経過及び協議内容

①第1回委員会

日 時 令和3年6月22日(火)

- 内 容
- ・委員会の設置目的について再確認
 - ・委員会で実施する調査範囲は、起訴事案の原因究明及びコンプライアンスに関する職員の状況調査、個人情報に関する現行制度の検証とし、併せて起訴事案に関連性が認められる事案についても委員会で調査を行うこととした。
 - ・年内の最終報告と再発防止の取組策定を目指す。
 - ・コンプライアンスに関する職員の実態調査として実施するアンケートの内容確認

②第2回委員会

日 時 令和3年6月28日(月)

- 内 容
- ・起訴事案の元市職員への聞き取りについて、日程を確認し、聴取者は委員長、委員1名、アドバイザーに決定
 - ・内容として起訴内容の事実確認及び地番図の入手方法、贈賄者との関係性等について聞き取りを行う。
 - ・起訴事案の関係職員に聞き取りを行う。
 - ・市ホームページへの委員会の掲載内容について確認

③第3回委員会

日 時 令和3年7月15日(木)

- 内 容
- ・起訴事案の元市職員への聞き取り結果及び関係職員への聞き取り結果について確認
 - ・コンプライアンスに関する職員実態調査の結果を確認
 - ・職員不正事案の検証方針を確認

④第4回委員会

日 時 令和3年8月25日(水)

- 内 容
- ・起訴事案の元会社員への聞き取り結果について確認
 - ・今後のスケジュールについて再確認

2 起訴事案に関する調査

(1) 事案の概要

元市職員は、市が管理する市内の土地の所有者、地積、地目等が表示された地番図（以下「地番図」という。）を元会社員へ複数回にわたって提供し、その謝礼として、平成30年7月17日から同年11月26日までの間、3回にわたり、旅行代金合計22万8,500円を支払わせたとして、収賄の疑いで令和3年5月31日逮捕、同年6月21日起訴された事案。

(2) 事案の経緯

令和	3年	5月31日	当該職員が収賄容疑により逮捕 茨城県警による市役所の家宅捜査、関係書類を押収
令和	3年	6月1日	当該職員から退職願が提出（取り扱い保留）
令和	3年	6月21日	当該職員が起訴されたことを把握
令和	3年	6月29日	当該職員に対する委員会の聞取りの中で起訴事実を認める。
令和	3年	6月29日	当該職員を免職の懲戒処分

(3) 委員会における調査総括

元市職員は起訴内容を認めており、地番図を外部に出してはならないという認識があつたにもかかわらず、元会社員から地番図提供の依頼を受け、これを提供していた。

一方、元会社員も起訴内容を認めており、本来地番図は受け取ることでできない情報であることを認識していたにもかかわらず依頼し取得していたことは両者の供述により明らかである。

よって、当事案について委員会の総括としては、個人情報取り扱い及び本起訴事案に関する不正行為があつたことを認める。

3 関連事案に関する調査

(1) 事案の概要

委員会が設置されるのと前後して、元市職員と元社員が関与する森林法に基づく伐採及び伐採後の造林の届出書（以下「伐採届」という。）の偽造疑惑に関する情報が、関係者Aから市に寄せられた。関係者Aが訴えた事案の概要は下記のとおり。

関係者Aの母親が所有する山林（以下「本件土地」という。）について、元社員が関与する太陽光発電事業のために立木を伐採させてほしいとの打診があり、関係者Aがこれに同意した。しかし、元社員から伐採届に関する説明等を関係者Aは一切受けていないにも関わらず、関係者Aの母親名義で押印もなされた伐採届が市に提出された。

この伐採届の提出に伴い、固定資産税の課税地目が山林から雑種地へ変更されたことで、税額が大きく増額となった。

こうした状況を踏まえて、以下の3点について関係者Aから申し出があった。

- ・平成29年度固定資産課税明細書の価格（評価額）が前年度より高額になっている。
- ・固定資産評価における課税地目について、地目変更の際に地権者へ地目変更の確認及び連絡がない。
- ・平成28年度固定資産課税明細書における価格と平成29年度固定資産課税明細書の前年度課税標準額に相違がある。

(2) 伐採届に関する事案の経緯

平成28年	4月11日	市へ伐採届（届出人：当時の土地所有者である関係者Aの母親）が提出され、農政課にて受理 届出人宛て、伐採及び伐採後の造林の届出確認通知書を送付
平成28年	12月	伐採届に伴い税務課職員による現地調査を行い立木の伐採を確認、固定資産課税台帳の課税地目を山林から雑種地に修正
平成28年	12月	関係者Aの母親逝去
平成29年	1月1日	賦課期日時点 課税地目：雑種地
平成29年	4月	平成29年度固定資産税納税通知書送付
平成29年	10月6日	平成29年度固定資産評価額証明書を発行

平成29年10月10日	関係者Aが小美玉市役所 税務課に来庁し、税額について確認
平成29年10月11日	税務課職員が関係者A宅を訪問し、苗木の植林により、課税地目を山林に戻す方針を伝えた。併せて、税務課職員が関係者A同伴のもと現地調査を行った。
平成29年10月13日	税務課職員が関係者A同伴のもと現地調査し、苗木が植林されたことを確認、固定資産課税台帳の課税地目を雑種地から山林に修正。加えて山林として平成29年度固定資産評価額証明書を発行
平成29年11月	本件土地の相続により関係者Aに所有権移転
令和3年6月1日	関係者Aより平成28年度に提出された伐採届の情報公開請求
令和3年6月16日	伐採届の写しを開示 関係者Aから伐採届の真偽などについて事実関係を確認したい旨の申し出
令和3年6月17日	関係者A宅を産業経済部長、農政課長が訪問し、前日の申し出に対する回答

(3) 委員会における調査総括

伐採届の受理に際して、本人確認を怠った点については問題であると考えますが、その他の点については、市職員による事務処理に不備、不正はないものと判断する。

また、固定資産税については、課税地目の変更及び固定資産評価額の高額変更の事務処理においては、いずれも不備、不正は無いものと判断するが、固定資産課税明細書の記載については、わかりにくい内容であるため改善が必要と考える。

4 既に実施した再発防止に向けた取り組み

最終的な再発防止策については最終報告にて報告するが、委員会の協議の中で頂いたアドバイザーからの助言を踏まえ、早急に対応が必要な事項について以下のとおり実施した。

(1) 綱紀粛正及び法令遵守徹底の市長訓示

①日 時 令和3年6月 1日 (臨時庁議)

法令遵守・綱紀粛正等の確保を図るため以下の事項の徹底について訓示

- ・『全体の奉仕者』としての本分を自覚し、服務規程を忠実に守ること。
- ・常に公私の別を明らかにし、職務上利害関係のある業者等との接触にあつては、市民の疑惑や誤解を招くような行為は厳に慎むこと。
- ・市が保有する個人情報について、市民等のプライバシーをはじめとする基本的人権の擁護のため適切に対応すること。
- ・各所管にて、条例・規則の徹底について緊急的に点検を指示
(関係法令) 小美玉市職員服務規程
小美玉市職員倫理規程
小美玉市個人情報保護条例

②日 時 令和3年6月22日 (臨時庁議)

法令遵守・綱紀粛正等の徹底に努め、市政の信頼回復に向け、全力で取り組むよう改めて強く訓示

(2) コンプライアンスに関する職員実態調査の実施

①期 間 令和3年6月25日 (金) ~ 7月2日 (金)

②委員会における調査総括

不当な要求を受けたことがあるとの回答が全体の12%となっており、また、利害関係者との「つきあい」があるとの回答が全体の5%という結果であり、「不当な要求」、「つきあい」が潜在的に行われていることが把握できた。

コンプライアンスに関する意識について、自身の行いが出来ているとの回答が97%に対し、課として出来ているとの回答が82%と15%下がることから、自分に対する認識と周囲に対する認識に差が生じている結果となった。

更に、自身の行動などのいわゆるソフト面に比べ、情報の保管方法や保管場所などのハード面の整備が出来ていないと回答する割合が高い。

また、コンプライアンス上の問題を発生させないために有効なものとして、「高い倫理観」や「公私の区別」、「チェック体制の強化」、「コミュニケーション」などが挙げられており、研修やサービス管理者制度などの対策が必要である。

内部通報制度については、利用しないとの回答が過半数を超える結果となっており、制度の認識不足や通報したことにより不利益を受ける懸念が主な理由となっている。このことから、外部通報窓口の設置など、実効性のある通報制度の構築が必要である。

(3) 地番図情報システムの管理・運用に関する調査

① 期 間 令和3年7月16日(金)～7月20日(火)

地番図情報システムを管理している税務課及び当システムのデータを借り受け、所管業務用に運用している農政課、小川総合支所、玉里総合支所、地籍調査課、防災管理課、都市整備課、下水道課、水道課、農業委員会への現在の管理・運用方法に関する調査を実施

② 調査結果

- ・地番図情報システムの使用者の範囲については、10課中9課が課内職員のみ操作可能としており、残り1課では係内職員のみ操作可能としている。
- ・システムの起動方法については、全ての課でパスワードの入力が必要となっている。しかし、実際の運用は半数以上の課で業務開始時にパスワードを入力し、常時起動させたままの状態となっている。
- ・他部署からの地番図の閲覧・印刷依頼時の対応については、閲覧簿への記載や公用申請書の提出を定めている課があるものの、一部には口頭依頼にて対応している課も存在していた。

③ 地番図システムの暫定的な対応

調査結果に基づき、今後、委員会にてハード面でのセキュリティ強化に向けた提言、ソフト面での運用方法における統一ルールの設定等の検討を行うが、これらが整備されるまでの暫定的な対応として、以下のルールのもと運用を行うよう委員会より関係課へ7月30日に指示した。

(システム使用者の範囲)

- ・システム使用者の範囲は課内職員のみ、ただし、現状で係内職員としている部署は現状のままとする。

(システムの立ち上げ、ログアウトについて)

- ・システム使用時のログイン、操作終了後のログアウトを徹底し、常時ログイ

ン状態にしない。

(他部署からの閲覧・印刷依頼時の対応)

- ・ 閲覧の場合は閲覧簿に日付・課名・氏名・使用目的等を記載し、システム所管課長またはシステム担当者が確認印を押印する。
- ・ 印刷の場合は公用申請書を提出する。

(他部署職員のシステム操作について)

- ・ 閲覧の場合は閲覧簿に記載のうえ、システムの操作は「システム使用者の範囲」で定められた職員が行う。
- ・ 印刷の場合は申請書を提出のうえ、システムの操作は「システム使用者の範囲」で定められた職員が行う。

(4) コンプライアンス研修の実施

「地域社会の一員であることを自覚し、市民の視点で考え、不正を許さない高い倫理観と責任感、全体の奉仕者である公務員としての誇りを持って仕事に取り組む職員」を目指し、公務員倫理の向上を目的としたコンプライアンス研修を実施する。

日 程：令和3年9月22日（水）～10月21日（木）

対 象 者：一般行政職、消防職、再任用職

研修方法：Eラーニングにて実施

研修内容：コンプライアンスの必要性、コンプライアンス違反の要因、
公務員の遵守事項、利害関係者との禁止事項、事例研究

5 分析、評価を踏まえた今後の協議内容

今後の委員会においては、これまでに実施した関係者への聞き取り、職員実態調査及び地番図システムの管理・運用調査に基づきアドバイザーから指摘のあった問題点や課題の解決策について、個人情報を取り扱うシステムのセキュリティ構築及び個人情報に関する例規やマニュアルの整備、職員のコンプライアンス意識向上に関する提言を策定する。

また、元市職員及び元会社員の刑事裁判を傍聴して起訴事案の背景や経過の確認を行い、新たな事実が明らかになるなどした場合には、必要に応じて関係者への聴取を行うこととする。

(1) 今後、実施する調査項目

- ・住民記録や課税情報等の基幹系システム運用状況に関する調査
- ・裁判傍聴及び必要に応じた関係者への聴取
- ・当該伐採届に記載された土地周辺の伐採届、課税地目変更に関する調査

(2) 現時点で検討している再発防止策

①コンプライアンス意識の向上に向けた取り組み

- ・定期的、継続的なコンプライアンス研修の実施
- ・実効性のあるサービス管理者（コンプライアンスリーダー）制度の構築
- ・実効性のある内部通報制度の構築、外部通報窓口の新設

②セキュリティの向上に向けた取り組み

- ・システム使用時の指紋認証や顔認証など認証機能の採用
- ・鍵付きロッカーの配置

③例規や制度の整備・見直しに関する取り組み

- ・個人情報に関する例規・マニュアルの整理
- ・コンプライアンスマニュアルの策定
- ・書類の届出、受付時における本人確認等に関する体制強化
- ・事務引継ぎにおける制度見直しと徹底
- ・入札関連の制度点検と見直しの検討

※再発防止策については、上記以外にも他自治体の先進事例の情報収集を行っており、有効な手段・方法の導入について検討していく。

上記の内容をまとめ、最終報告書として第4回定例議会にて報告を行う。ただし、公判の状況によっては、報告時期に変更が生じる場合がある。

(これまでの経緯と今後のスケジュール案)

職員不正事案検証等委員会スケジュール																		
	6月		7月			8月			9月			10月			11月			12月
	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	
起訴事案調査		関係者 聞き取り	関係者 聞き取り	聞き取り 結果報告	聞き取り 結果まとめ			関係者 聞き取り	中間報告 書作成			原因の究明 第1回公判					最終報告書 作成	
個人情報運用 調査			調査範囲の 確認	調査の実施	調査結果 取りまとめ	調査完了			中間報告 書作成	中間報告		ハード系 対応策検討		対応策実施 に向けた調整			最終報告書 作成	最終報告
職員の実態調査		アンケート 実施	集計	集計完了	結果の分析	調査結果 取りまとめ	分析完了		中間報告 書作成			ソフト系 対応策検討	対応策の 協議	対応策実施 に向けた調整			最終報告書 作成	